（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十四条**　第五条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の健康保険法（次条において「第二号新健康保険法」という。）第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の三まで及び第五条の五の規定は、平成二十九年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、平成二十八年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

**第二十五条**　平成二十九年度における第二号新健康保険法附則第五条の規定により読み替えて適用される第二号新健康保険法附則第五条の三の規定による全国健康保険協会に対する国庫補助の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第五条の規定による改正前の健康保険法（以下この項において「第二号旧健康保険法」という。）附則第五条の規定により読み替えられた第二号旧健康保険法第百五十三条第二項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2　平成二十九年度における第二号新健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えて適用される第二号新健康保険法附則第五条の規定により読み替えられた第二号新健康保険法第百五十四条第二項の規定による全国健康保険協会に対する国庫補助の額の算定に用いられる全国健康保険協会が拠出すべき健康保険法第七条の二第三項に規定する介護納付金のうち同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者に係るもの（介護保険法の規定による概算納付金に係る部分に限る。）の納付に要する費用の額は、第二号新介護保険法第百五十二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十一条第一項の規定により算定される額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十六条**　施行日から起算して一年を超えない期間内において第六条の規定による改正後の児童福祉法（次条において「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の十七第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

**第二十七条**　新児童福祉法第二十一条の五の十七の規定の施行のために必要な条例の制定又は改正、児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定による同法第二十一条の五の三第一項の指定（新児童福祉法第二十一条の五の十七第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置）

**第二十八条**　都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法（次条において「新医療法」という。）第三十条の十二第一項において読み替えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十一号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）の病床数とみなす。

（医療法人の設立等に関する準備行為）

**第二十九条**　医療法第四十四条第一項の規定による認可の手続（医療法人を設立しようとする者が、定款又は寄附行為をもって、新医療法第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）及び医療法第五十四条の九第三項の規定による認可の手続（医療法人の定款又は寄附行為をもって、同号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置）

**第三十条**　施行日から起算して一年を超えない期間内において第十二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（次条において「新障害者総合支援法」という。）第四十一条の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

**第三十一条**　新障害者総合支援法第四十一条の二の規定の施行のために必要な条例の制定又は改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定による同法第二十九条第一項の指定（新障害者総合支援法第四十一条の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（地域保健法及び構造改革特別区域法の一部改正）

**第三十二条**　次に掲げる法律の規定中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。

一　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第二項

二　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項

（農業協同組合法の一部改正）

**第三十三条**　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設」に改め、「介護老人保健施設をいう。）」の下に「又は介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）」を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

**第三十四条**　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第二十一条の五の二十九」を「第二十一条の五の三十」に改める。

（生活保護法の一部改正）

**第三十五条**　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第四項中「及び同条第二十八項」を「、同条第二十八項」に改め、「介護保健施設サービス」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービス」を加える。

第三十一条第四項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設」に改め、「介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」の下に「又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を、「当該介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第三十四条の二第二項中「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、「をいう。以下同じ。」を削り、「者をいう。以下同じ。）」の下に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十四条の二第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に、「若しくは介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

別表第二介護老人保健施設の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 介護医療院 | |
| 介護保険法第百七条第一項の許可 | 同法第百十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があったとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第百七条第一項の許可の取消しがあったとき、又は同法第百八条第一項の規定により同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。 |

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

**第三十六条**　前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正）

**第三十七条**　次に掲げる法律の規定中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の三及び第五条第一項第三号

二　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第一項第一号の二及び第九十七条の二第一項第三号イ

三　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十七条第二項四　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ロ